

平成 30 年度版

商工業振興のための
各種支援事業の概要



魚 沼 市

問合せ先・申請先 商工観光課 商工振興室
(電話 025-792-9753、FAX 025-793-1016)
〒946-8511 魚沼市大沢 213 番地 1 魚沼市役所湯之谷庁舎

支援内容別 事業一覧

技術の高度化・ 新製品開発	産業活性化支援事業補助金「産業技術支援事業」	4ページ
	補助率 1/2以内、上限1,000千円 ※一部特例枠あり	
	産業活性化支援事業補助金「新エネルギー新製品開発支援事業」	5ページ
	補助率 3/4以内、上限1,000千円 ※一部特例枠あり	
設備投資・ 事業拡大	中小企業設備投資等応援補助金	8ページ
	補助率 設備等の取得 ①土地、②建物及びその附属設備 1/3、上限5,000千円 ③機械及び装置 1/5、上限1,000千円 空き工場等の賃借 1/2以内 補助額200千円×6月 ※一部特例枠あり	
	店舗リフォーム支援事業補助金【新規】	9ページ
	1/5以内、上限100千円	
ブランド化・ 販路開拓	産業活性化支援事業補助金「魚沼ブランド創出支援事業」	6ページ
	補助率 1/2以内、上限500千円	
	産業活性化支援事業補助金「展示会等販路開拓・拡大支援事業」	7ページ
	補助率 1/2以内、国内 上限200千円、国外 上限300千円	
	中小企業等ホームページ作成支援事業	10ページ
	補助率 1/2以内、上限100千円	
税制優遇措置	工場等誘致条例による支援	11ページ
	補助率 新設又は増設部分の固定資産税を3年間免除	
	産業拠点強化を促進するため市税の特例に関する条例	12ページ
	補助率 新設又は増設部分に係る固定資産税を3年間減免(不均一課税)	
新規起業・ 既存事業の拡大	新規起業等にぎわい創出支援事業補助金	14・15 ページ
	補助率 新規起業 1/2以内、上限300千円 ※一部特例枠あり 商店街等の空き店舗を活用した既存事業の拡大 1/3以内、月30千円、10月を限度 創業後3年未満の事業者が行う販路の開拓 1/3以内、上限30千円	
	移動販売事業支援補助金【H29.10～】	16ページ
	移動販売者の取得 2/3以内、上限400万円 事業の運営費 2/3以内、上限35千円 ※販売日数、訪問集落数により、上限額が変わります。	

人材育成	中小企業人材育成支援事業		13ページ
	補助率	研修会受講等事業 1/2、上限50千円 研修会開催事業 1/2、上限100千円	
人材確保・定住促進	若者定住就職奨励金「Uターン枠」		17ページ
	補助率	就職奨励金100千円	
	若者定住就職奨励金「新規学卒者枠」		18ページ
	補助率	就職奨励金50千円	
	就職活動応援事業		19ページ
	補助率	1/2、上限10千円	
	事業所の魅力発信動画作成応援事業		20ページ
補助率	1/2以内、上限200千円		
求人情報発信応援事業 【拡充】		21ページ	
補助率	1/2以内、上限200千円		
インターンシップ応援事業		22ページ	
補助率	市外学生等 1/2以内、上限10千円		
	市内中小企業等 受入学生等1人につき5千円×延べ日数、上限100千円		
Uターン促進住宅支援事業 【新規】		23ページ	
補助率	・賃貸住宅家賃から、住宅手当を除いた実質家賃負担額 月額 1/2以内、上限30千円、2年(24月)を限度 ・賃貸住宅契約時の初期費用 2/3以内、上限120千円		
制度融資	中小企業景気対策特別支援資金		24ページ
	限度額	10,000千円、運転・設備・借換	
	地方産業育成資金		25ページ
限度額	10,000千円、運転・設備		
中小企業緊急経済対策信用保証料補給事業 【拡充】		25・26ページ	
補助率	信用保証料の補給 3,000千円以下 100% 3,000千円超50,000千円以下 50% 50,000千円超100,000千円以下 25%		

※ こちらの事業一覧については、支援内容別にまとめている関係で、ページが順番どおりでない箇所があります。

平成 30 年度の主な改正点

◎ 店舗の魅力向上につながるリフォーム工事を行う事業者を支援

店舗リフォーム支援事業 【新規】・・・9ページ

小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業等を営む事業者がリフォーム工事に要する費用の一部を支援します。

◎ 移動販売を行う事業者を支援

移動販売事業支援事業 【新規 H29.10～】・・・16ページ

買い物支援希望集落を対象として食料品の移動販売を行う事業者に対し、移動販売車の取得又は移動販売事業の運営費（燃料費、雇用者の人件費）の一部を支援します。

◎ 中小企業等の人材確保・定住促進への支援を拡充

求人情報発信応援事業 【拡充】・・・21ページ

就職情報サイトへの登録や就職ガイダンス等への出展料等の一部への支援のほかに、パンフレットを作成する際の費用の一部を支援します。

U・I ターン促進住宅支援事業 【新規】・・・23ページ

市外からの若者定住と市内事業所への就職と人材確保を促進するため、U・I ターン(Jターン含む)により市内事業所に新たに就職する者が、魚沼市内の民間賃貸住宅を契約し居住する場合、家賃等に係る費用の一部を支援します。

※国・県等各種支援制度につきましては下記取扱機関にお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

○事業拡大・新分野進出のための支援

新潟県産業労働観光部産業立地課 (025-285-5511) <http://www.pref.niigata.lg.jp/>
(公財) にいがた産業創造機構 (025-246-0051) <http://www.nico.or.jp/>
(一社) 新潟県発明協会 (025-211-3722) <http://niigata-i-cube.com/>

○雇用の安定のための支援

ハローワーク南魚沼 (025-772-3157)
ハローワークこいで (025-792-8609)
<http://niigata-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/minamiuonuma.html>
新潟労働局 <http://www.niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

○企業進出・立地のための支援

南魚沼地域振興局 (025-772-2660) <http://www.pref.niigata.lg.jp/minamiuonuma/>
新潟県産業労働観光部産業立地課 (025-285-5511) <http://www.pref.niigata.lg.jp/>
日本政策金融公庫新潟支店 (025-244-3122) <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業の新規市場の創出や新たな事業展開を支援します。

産業活性化支援事業補助金 「産業技術支援事業」

補助金

○事業概要

市の産業の活性化を図るため、市内中小企業者等が行う新規市場の創出や新たな事業展開を行う際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、市税の滞納がないもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた3人以上で組織する団体

○補助対象事業

- (1) 新技術・新素材等を利用した新製品開発
- (2) 生産技術の高度化や課題解決に向けた改良
- (3) 異分野技術を利用した新製品開発
- (4) 前各号に類する技術等を活用して新製品及び新商品の開発



○補助対象経費

- (1) 原材料購入費
- (2) 外注に対する経費
- (3) 機械装置、工具器具等の購入費
- (4) 技術・マーケティング指導の受入れに要する経費
- (5) 各種調査分析、図書・資料購入等に要する経費
- (6) 大学等と契約し共同で実施する研究開発(製品、技術、製造又は製造技術)に要する経費

○補助率

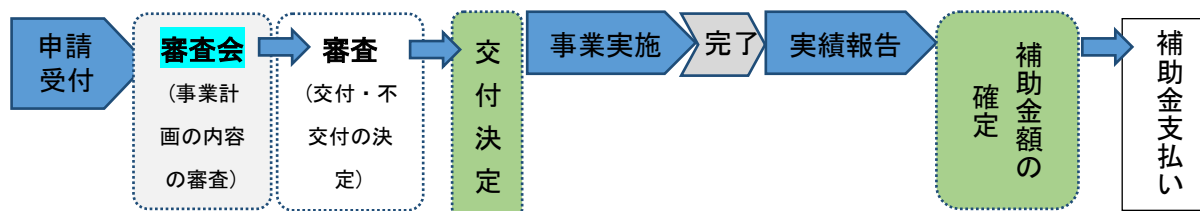
1/2 以内、上限額 1,000 千円。ただし、大学等と契約し共同研究等を行う場合は、1,500 千円を上限とする。(事業費の総額が 500 千円以上の事業を対象とする。)

○募集期間 4月16日(月)～6月22日(金)

○事業スケジュール

4/16(月)

～6/22(金) 7月上旬予定



○その他

- ・予算の範囲内で、二次公募を行う場合があります。

中小企業の新規市場の創出や新たな事業展開を支援します。

産業活性化支援事業補助金 「新エネルギー新製品開発支援事業」	補助金
--------------------------------	-----

○事業概要

市の産業の活性化を図るため、市内中小企業者等が行う新エネルギー関連の新規市場の創出や新たな事業展開を行う際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、市税の滞納がないもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた3人以上で組織する団体

○補助対象事業

太陽光発電、雪利用、水力利用、バイオマス等の新エネルギーを利用し環境に配慮した新製品及び新商品の研究・試作・開発

○補助対象経費

- (1) 原材料購入費
- (2) 外注に対する経費
- (3) 機械装置、工具器具等の購入費
- (4) 技術指導の受入れに要する経費
- (5) 各種調査分析、図書・資料購入等に要する経費
- (6) 大学等と契約し共同で実施する研究開発(製品、技術、製造又は製造技術)に要する経費

○補助率

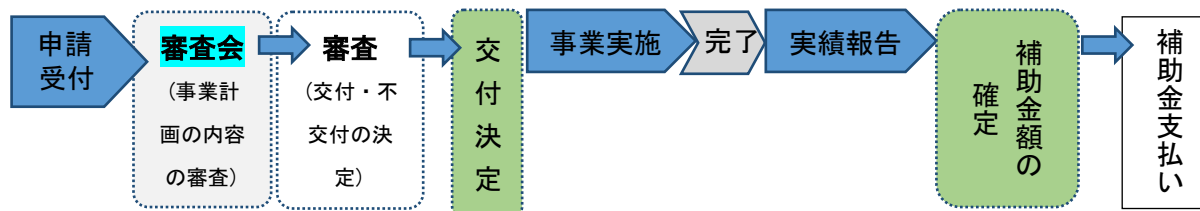
3/4 以内、上限額 1,000 千円。ただし、大学等と契約し共同研究等を行う場合は、1,500 千円を上限とする。(事業費の総額が 500 千円以上の事業を対象とする。)

○募集期間 4月16日(月)～6月22日(金)

○事業スケジュール

4/16(月)

～6/22(金) 7月上旬予定



○その他

- ・予算の範囲内で、二次公募を行う場合があります。



中小企業の新規市場の創出や新たな事業展開を支援します。

産業活性化支援事業補助金 「魚沼ブランド創出支援事業」	補助金
-----------------------------	-----

○事業概要

市の産業の活性化を図るため、市内中小企業者等が行う魚沼ブランドの創出による新規市場の創出や新たな事業展開を行う際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、市税の滞納がないもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた3人以上で組織する団体

○補助対象事業

新製品及び新商品の開発

○補助対象経費

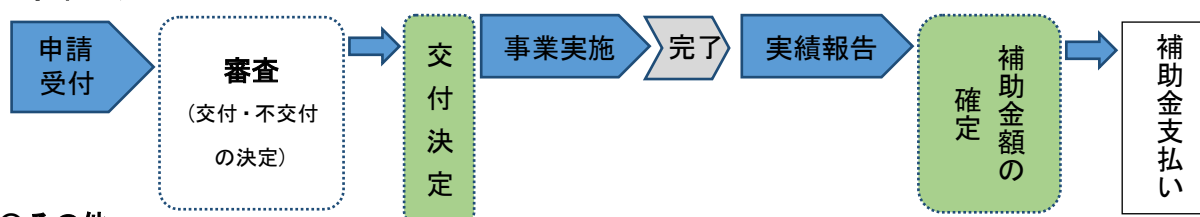
- (1) 原材料購入費
- (2) 外注に対する経費
- (3) 機械装置、工具器具等の購入費
- (4) 技術・マーケティング指導の受入に要する経費
- (5) 各種調査分析、図書・資料購入等に要する経費
- (6) 自社製品のパッケージ等デザイン料

○補助率

1/2 以内、上限額 500 千円。(事業費の総額が 100 千円以上の事業を対象とする。)

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



○その他

- ・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。

中小企業の新規市場の創出や新たな事業展開を支援します。

産業活性化支援事業補助金 「展示会等販路開拓・拡大支援事業」 補助金

○事業概要

市の産業の活性化を図るため、市内中小企業が展示会等に出展することによる新規市場の創出や新たな事業展開を行う際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、市税の滞納がないもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた3人以上で組織する団体

○補助対象事業

他者が開催する展示会等での販路開拓

(ただし、申請者自ら又は申請者の属する団体が開催する団体が開催する展示会等への出展に要する経費は除く。)

○補助対象経費

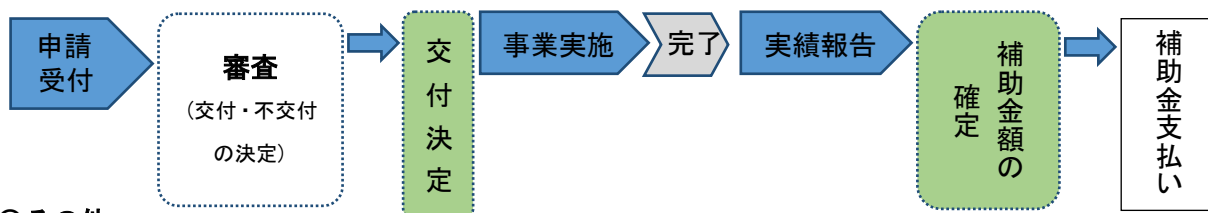
- (1) 出展料
- (2) 出展時用品レンタル料
- (3) 広告宣伝費
- (4) 旅費（国外の展示会等への出展の場合に限る。）
- (5) 通訳雇用費

○補助率

1/2 以内、国内の展示会等への出展上限 200 千円。海外の展示会等への出展上限 300 千円。

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



○その他

・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。

中小企業の設備等の取得や空き工場等の賃借を支援します。

中小企業設備投資等応援補助金	補助金
-----------------------	------------

○事業概要

市の商工業の発展及び地域産業の活性化を推進するため、市内中小企業者が行う事業の拡大又は高度化を図る目的で行う設備等の取得又は空き工場等の賃借を行う際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

- (1) 市税の滞納がないものであって、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者のうち、市内に本社、主たる事業所又は工場を有し、市内で1年以上事業を営む中小企業者。
- (2) (1)の中小企業者以外の場合であって、かつ、市長が特に認めるもの

○補助対象事業等

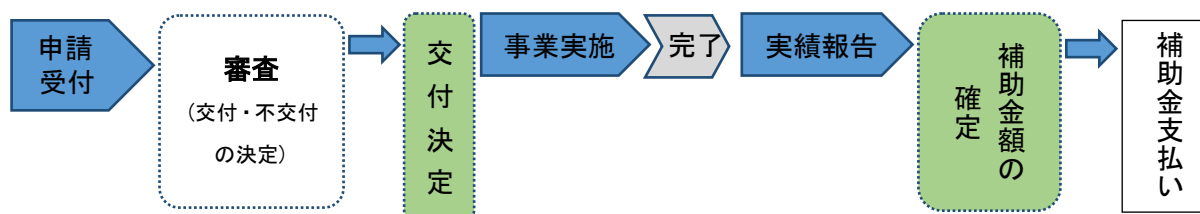
	設備等の取得	空き工場等の賃借
補助対象事業	①「土地」、②「建物及びその附属設備」又は③「機械及び装置」を取得する事業	1年以上の賃貸借契約を締結し、その空き工場等を利用して、事業開始後6月以内に新たに2人以上を常用雇用するものに限る。
補助対象業種	製造業、卸売業・小売業、サービス業（他に分類されないもの）の一部	製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
補助対象経費	設備等の購入費	賃借料
補助率	①・② 1/3以内、上限5,000千円 ③ 1/5以内、上限1,000千円 ※年度、内容を問わず、1回に限り補助する。	賃借料の1/2以内、月額200千円で6月以内
特認事項		新規常用雇用が5人以上見込める企業、新規開拓分野の導入に寄与すると認められる企業の場合、補助の対象期間を6月以内から12月以内に延長する。

○募集期間

随時申請を受け付け、審査を行います。

※ 事業を計画している場合は、12月21日（金）までに、申請してください。

○事業スケジュール



○その他

- ・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。
- ・ 平成 28 年度から平成 30 年度末までの 3 年間の事業として実施する予定です。

店舗の魅力向上につながるリフォーム工事を支援します。

店舗リフォーム支援事業補助金 **【新規】**

補助金

○事業概要

市内施工業者又は市内販売業者に発注し、魅力向上につながる店舗のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内で経費の一部を支援します。

○補助対象者

(1) 魚沼市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者のうち、販売、サービスの提供等の顧客との対面による事業の用に供するため、店舗を使用して小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業等を営む者

※ フランチャイズ契約、チェーン店契約又はこれらに類する契約に基づく場合は対象外

(2) 市税を滞納していないこと。

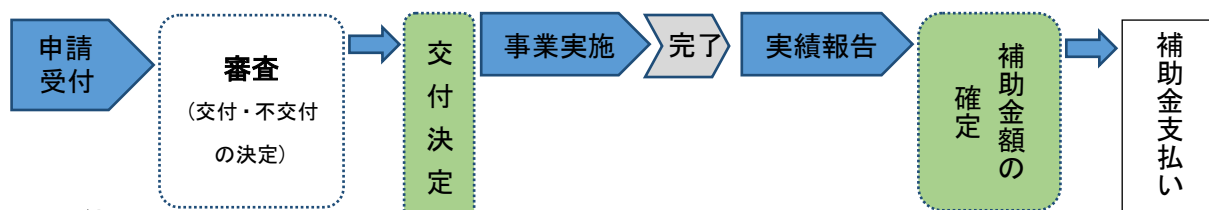
○補助対象事業等

補助対象事業	(1) 市内施工業者が行う店舗の魅力向上につながるリフォーム工事 (2) 市内販売業者が行う店舗と一体となって機能を果たす設備等の導入に伴う店舗の魅力向上につながるリフォーム工事 (1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、次の①～⑥のいずれかに該当する工事であることが必要です。 ① 店舗の一部の改築又は増築工事 ② 外壁工事、耐震補強工事その他の店舗の耐久性を高める工事 ③ 看板設置、内装工事、照明器具の入替工事その他の店舗の集客力を高める工事 ④ バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の店舗の安全上又は防災上必要な工事 ⑤ 空調、冷暖房機器等の設置工事その他の店舗の快適性を向上するための工事 ⑥ 来店者用のトイレ、洗面台等の設置工事その他の店舗の衛生上必要な工事 ※ただし、工事等に要する費用が20万円以上のものとします。
補助対象経費	リフォーム工事に要する費用。ただし、次の費用は対象外とします。 (1) 見積り又は設計に要する費用(関係法令の手續費用を含む。) (2) 店舗と一体的な機能を有しない備品の取得に要する経費 (3) 補助対象者が自ら行う工事及び設備等の導入に要する費用 (4) 租税公課(消費税等)
補助率	1/5以内、100千円上限。 ※1店舗当たり、1回を限度とする。

○募集期間 4月16日(月)～8月31日(金)

○事業スケジュール

随時、申請を受け付け、交付決定を行います。



○その他

- ・ 受付期間終了後も、予算の範囲内で、随時受け付けを行います。
- ・ 平成30年度から平成32年度末までの3年間の事業として実施する予定です。

中小企業の情報化の促進を支援します。

中小企業等ホームページ作成支援事業補助金

補助金

○事業概要

情報化の促進と商品等の販路拡大及び経営基盤の強化を図るため、市内中小企業者が行うホームページの新規作成やリニューアル、ネットショップへの登録などの経費の一部を支援します。

○補助対象者

市税の滞納がないもので、次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内中小企業者(市内に本社、主たる事業所又は工場を有すること。)
- (2) 市内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、異業種交流団体等の商工団体
- (3) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた3人以上で組織する団体
- (4) 人・農地プランにおける地域の中心となる経営体(農家対象)

○補助対象事業

ホームページの新規作成、リニューアル、ネットショップへの取組を行う事業

○補助対象経費

市内業者へ制作委託した次に掲げるもの

- (1) 新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用
- (2) 既に開設しているホームページのコンテンツ変更費用
- (3) プロバイダー、サーバー契約料
- (4) 新規回線加入費
- (5) 独自ドメイン取得料
- (6) ホームページ作成ソフト購入費
- (7) インターネットショップ構築に要する経費



※対象外経費

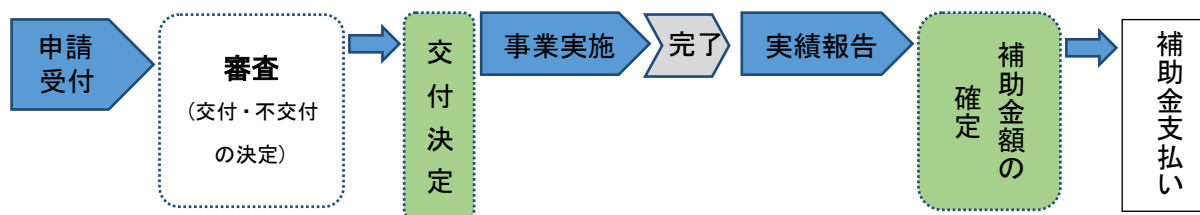
通信経費、パソコン等のハードウェア、自主制作する場合、国県等の他団体からの補助対象となっている場合は変更も含め対象としない。

○補助率

1/2 以内、100 千円(年度、内容を問わず、1 回に限り補助する。)

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



○その他

- ・平成 28 年度から平成 30 年度末までの 3 年間の事業として実施する予定です。

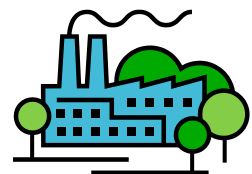
特定地域内における工場等の施設（設備）の新設・増設する際の支援をします。	
工場等誘致条例による支援	税制優遇

○事業概要

企業の誘致及び立地を促進し、市の産業の振興と安定的な雇用の増大を図るため、特定の地域内で工場等の施設（設備）を新設又は増設をするものに対し、市税（固定資産税）の免除による支援するものです。

○対象事業等

	過疎地域 (市内全域)	地域未来投資促進法 促進区域 (市内全域)
免除対象 業種	(1) 製造業 (2) 旅館業 (3) 農林水産物等販売業	魚沼市及び新潟県の基本計画に定める地域経済牽引事業を行う事業者 (詳しくはお問い合わせください。)
適用要件	家屋・生産設備等の取得額が2,700万円超、事業用地は、土地取得から1年以内に事業用家屋の建築着手があること 等	地域経済牽引事業計画を策定し、新潟県知事の承認を受けた者
内容	新設又は増設部分に係る固定資産税を3年間免除	



特定地域内で本社機能を新設・増設をする際の支援をします。	
産業拠点強化を促進するため市税の特例に関する条例	税制優遇

○事業概要

特定の地域内で本社機能を新設又は増設をするものに対し、企業の誘致及び立地を促進し、市の産業の振興と安定的な雇用の増大を図るため、市税(固定資産税)の減免による支援します。

○減免対象事業等

減免対象事業	<p>① 拡充型事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方にある本社機能を拡充し、事務所・研究所・研修所などを整備する事業 ・ 移転型（東京23区からの移転）を除いた、本社機能等の移転。 <p>1年目 1/10、2年目 1/3、3年目 2/3（軽減税率）</p> <p>② 移転型事業（東京一極集中の是正・地方移転の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京23区にある本社機能を地方に移転し、本社機能を有する施設を整備する事業 <p>1年目 1/10、2年目 1/4、3年目 2/4（軽減税率）</p>
減免対象者	本社機能移転に係る事業計画（特定業務施設整備計画）について、事前に知事から認定を受けていること。
減免期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の認定を受けた日から2年を経過する日までに設備を新設又は増設（中古取得を含む。）していること。 ・ 特別償却設備の取得価額3,800万円（中小企業1,900万円）以上であること（減価償却資産・建物及びその付属設備、建築物、機械及び装置、車両・運搬具、工具・器具及び備品）
減免対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務施設（本社機能） ・ 事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの ・ 研究所 ・ 研修所



中小企業等の人材育成のための研修の受講と自社研修を促進します。

中小企業等人材育成支援事業補助金	補助金
-------------------------	------------

○事業概要

市内の中小企業等に対し、指定研修機関[※]での研修の受講(人材育成研修会等受講事業)、自社で人材教育、育成のために従業員研修等を行う取組(人材育成研修会等開催事業)を支援します。

※中小企業者のみでなく各種法人等も対象です。(社会福祉法人、NPO法人、一般公益社団・財団法人等)

※指定研修機関(人材育成研修会等受講事業)

- ・(独)中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校 ～三条校
- ・厚生労働大臣が指定する教育訓練講座
- ・(公財)にいがた産業創造機構
- ・新潟県立テクノスクール
- ・新潟職業能力開発促進センター ～ポリテクセンター新潟



○補助対象者

次の要件を全て満たす者(官公庁、銀行、宗教法人、JA、大企業等は対象外)

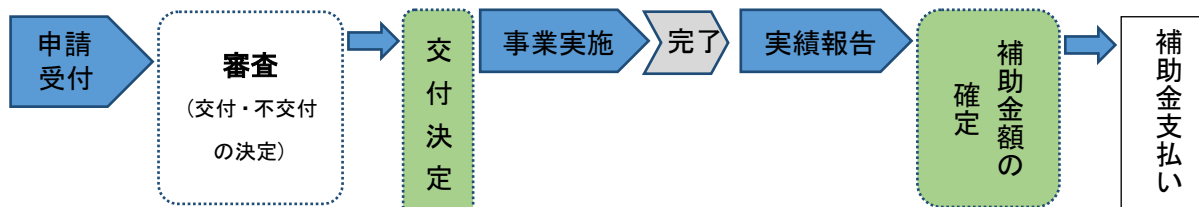
- (1) 自社の人材育成方針等に基づいた研修会を実施する事業者
- (2) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者
- (3) 研修会開催内容として、職場定着化、働きやすい職場づくり、専門的な技術の習得と活用などの研修会を開催する者

○補助対象事業

補助対象事業	人材育成研修会等受講事業 (従業員個々のスキルアップ)	人材育成等研修会等開催事業 (会社全体のスキルアップ)
補助対象経費	指定研修機関が実施する研修を受けるための受講料、宿泊費(研修機関が設置する宿泊施設利用)	研修会を開催するための、外部講師謝金(交通費(公共交通機関利用の場合)含む)、会場借上料、研修に係る資料代
補助限度額	1/2以内、上限50千円、 ただし、受講が2ヶ月以上の場合は上限100千円 ※2ヶ月以上とは、休日を除き、毎日受講する場合をいいます。 ※受講者1人当たり1年度2回まで申請可能	1/2以内、上限100千円 ※1事業者当たり1年度1回のみ

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



新規起業等による雇用の場の創出を支援します。

新規起業等にぎわい創出支援事業補助金	補助金
--------------------	-----

○事業概要

(1)事業所を設置し、創業する方の事業開始に要する経費、(2)空き店舗に新規入居し事業を営む店舗の賃借料、(3)創業して間もない事業者が行う販路開拓に要する経費の一部を支援します。

○補助対象者

市税の滞納がないもので、次の表に記載の要件を満たし、かつ、「新規創業」を行う場合は、市の企画する創業支援事業（「創業塾（相談会を含む。）」※1又は「創業 個別相談会」※2のいずれか）を受講し、創業に向けた事業計画書が十分練られていると判断される方を対象とします。

※1 創業塾：中小企業診断士等を講師として実施する複数回の講座（事業計画書のブラッシュアップのための相談会を含む。）

※2 創業 個別相談会：年に数回、中小企業相談士等を招いて実施する相談会

○補助対象事業等

補助対象事業	(1) 新規創業	(2) 既存事業の拡大	(3) 創業して間もない事業者が行う販路開拓
補助対象業種	鉱業・砕石業・砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業の一部、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の一部、教育業・学習支援業、医療業・福祉業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）		
補助対象経費	①事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費 ②事業所の増改築費 ③事業用車両購入費 ④賃借料 ⑤広告宣伝費	商店街等にある空き店舗に新規入居する際に要する賃借料	販路開拓に要する広告宣伝費（チラシ等の印刷費）
補助率	1/2以内、上限300千円	賃借料の1/3以内、月額30千円を上限に10月を限度	1/3以内、上限30千円
特認事項	①空き店舗での新規創業、又は②UIターン者が新規創業する場合は、上限60万円	/	
その他の要件	税務署への開業届が未提出の個人又は法人とする。また、年度末までに新規起業を行うこと。	・既存の店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗が空き店舗とならないこととし、賃貸借期間の開始日から1か月以内に申請すること。 ・当年度の間に空き店舗の賃貸借契約を締結し、当該店舗で事業を行うこと。	創業した日が属する翌年度から3年間、年に1度を限度とする。

○募集期間

- (1) 新規創業、(2) 既存事業の拡大

第一次募集期間 4月16日(月)～9月28日(金)

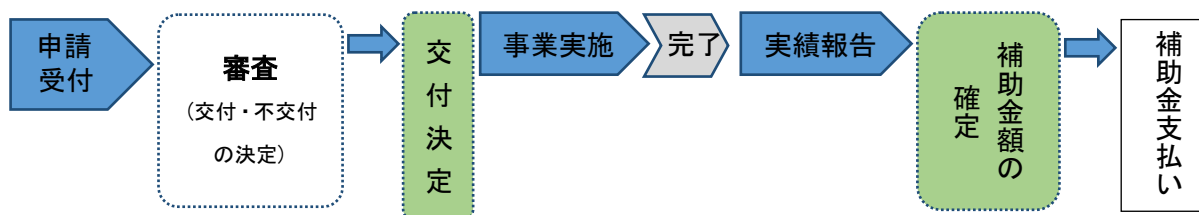
期間中であっても、予算枠を超過するような場合は、公募を打ち切ることがあります。

※ 交付決定前に工事の着手、機械装置等の発注をした場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

- (3) 創業して間もない事業者が行う販路開拓

随時申請を受け付けます。

○事業スケジュール



○その他

- ・ 空き店舗※とは、都市計画法に基づく都市計画区域内の商業地域及び近隣商業地域内に立地する空き店舗のことをいいます。

※ 空き店舗とは、過去に事業の用に供していた実績があり、事業の廃止や縮小等に伴い直接事業の用に供しなくなってから3か月を経過しても入居者の決まらない店舗で、建物の1階に位置し、かつ、入口(店舗入口の前面に駐車場を有する場合は、当該駐車場の入口を含む。)が道路又は歩道に接しており、事業の用に供することができるものをいう。



移動販売を行う事業者を支援します。

移動販売事業支援補助金	補助金
--------------------	------------

○事業概要

身近な商店の減少、高齢化の進行等により日常生活において食料品の購入に不便を感じている方の不便を解消し、市民生活の利便性を向上することを目的に、食料品の移動販売を行う事業者に対して費用の一部を支援します。

○補助対象者

市内の法人又は個人事業主（開業する予定の者を含む）、市内の商業者を中心とした組織、市内のコミュニティ協議会、市内のNPO法人で、次の要件を全て満たす者

- (1) 買い物支援希望集落（※1）へ週1回以上定期的に移動販売（※2）を行う者
- (2) 市税を滞納していないこと

※1 買い物支援希望集落…生鮮食料品を販売している店舗が身近になく、買い物専用の交通サービスがないために買い物支援を希望する集落等。あらかじめ集落等の代表から事業の実施について同意を得る必要があります。

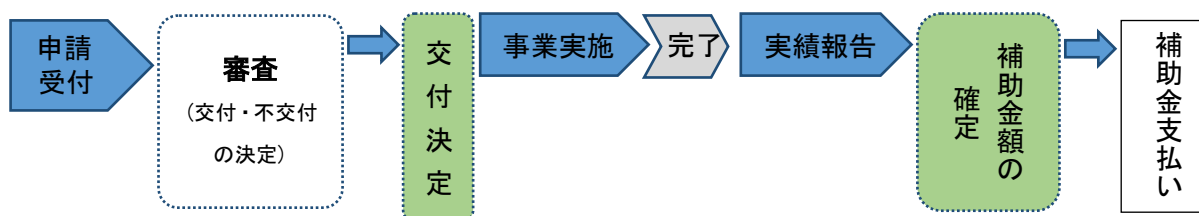
※2 移動販売…あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、商品を移動して販売するための設備を設けた車両を使用して、市内で生活物資を市民に販売すること。（ただし、指定する食品販売業許可を複数取得し、販売している場合を補助対象とします）

○補助対象事業

補助対象事業	移動販売車の取得	事業の運営費
補助対象経費	(1) 移動販売車の購入費用 (2) 移動販売車への改造費用	(1) 移動販売車の燃料費 (2) 雇用者の人件費
補助限度額	2/3以内 上限400万円	2/3以内 上限 月額1万円～3.5万円 (稼働日数等により変動)

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。（3月8日までに申請してください）

○事業スケジュール



UI ターン者、新規学卒者が市内事業所に就職した際に奨励金を交付します。

若者定住就職奨励金事業補助金 「UI ターン者枠」

補助金

○事業概要

市内事業者が求める優秀な人材の確保、若者定住及び人づくり、地域づくりを推進することを目的に、UI ターン者、新規学卒者の方が市内に居住し、かつ、市内事業所※に就職した場合に、奨励金を交付するものです。

※市内事業所：市内に事業所が存在する事業者(ただし、官公庁、銀行、宗教法人等への就職は対象外。)

○補助対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 平成28年2月1日以降に、本市に転入してきた者
- (2) 転入日において45歳未満の者
- (2) 転入日前1年以上継続して魚沼市外に居住していた者
- (3) 転入日後、1年以内に市内事業所に常用労働者※として就職した者
- (4) 雇用されてから6ヶ月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (5) 奨励金交付後も引き続き市内に定住する意思があること。
- (6) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者

※常用労働者：事業者が新たに正規雇用する者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約(雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。)に基づき雇用された者及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者でない者

○奨励金の額

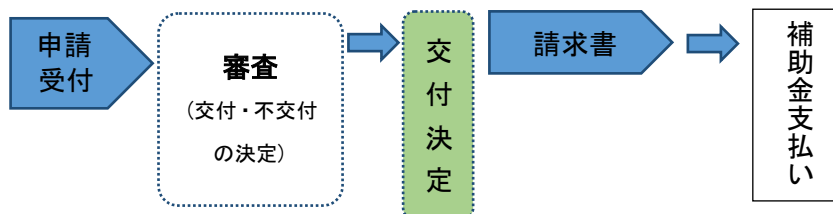
1人につき100千円(1回限り)

※ 勤務先に在職しているかの確認を3年間行います。離職し市外事業所へ就職した場合は、返還していただきます。

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。(対象事業所に正規雇用され、6ヶ月経過した日から6ヶ月以内又は申請できる日が属する年度の3月31日までに申請してください。)

○事業スケジュール

平成28年4月1日から平成30年9月30日までに就職し、この間に雇用されてから6ヶ月以上経過した上で申請できます。



○その他

平成28年度から平成30年度の3年間の事業として実施する予定です。

UI ターン者、新規学卒者が市内事業所に就職した際に奨励金を交付します。

若者定住就職奨励金事業補助金 「新規学卒者枠」

補助金

○事業概要 (前ページと同様の内容)

市内事業者が求める優秀な人材の確保、若者定住及び人づくり、地域づくりを推進することを目的に、UI ターン者、新規学卒者の方が市内に居住し、かつ、市内事業所※に就職した場合に、奨励金を交付するものです。

※市内事業所：市内に事業所が存在する事業者(ただし、官公庁、銀行、宗教法人等への就職は対象外。)

○補助対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 本市に住所を有する者であって、中学校、高等学校、大学(大学院及び短期大学を含む。)、特別支援学校(中等部及び高等部に限る。)、高等専門学校、専修学校、各種学校を卒業とともに市内事業所に常用労働者として就職し、引き続き本市に定住する者
- (2) 市内事業所に平成 29 年 4 月 1 日以降に就職し、就職後 6 か月以上継続して勤めている者で、末永くその就職先に勤め、市民として定住していく意思のある者
※就職後 6 ヶ月の間に辞めた場合でもその後次に次の会社で卒業後 1 年以内の間に 6 ヶ月以上常用労働者として勤めていれば対象となります。
- (3) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者

○補助対象事業

新規学卒者が、卒業とともに市内事業所に就職した場合に奨励金を交付

○奨励金の額

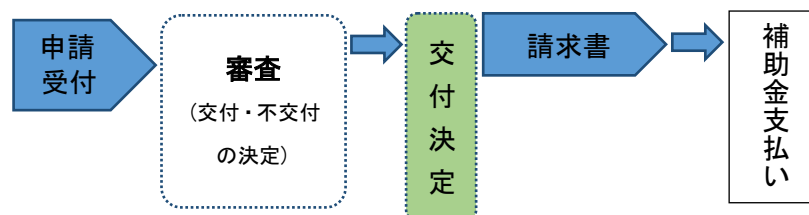
1 人につき 50 千円 (1 回限り)

※ 勤務先に在職しているかの確認を 3 年間行います。離職し市外事業所へ就職した場合は、返還していただきます。

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。(対象事業所に正規雇用され、6 ヶ月経過した日から 6 ヶ月以内又は申請できる日が属する年度の 3 月 31 日までに申請してください。)

○事業スケジュール

平成 29 年 4 月 1 日以降に就職し、平成 30 年 9 月 30 日までの間に 6 ヶ月以上勤めた上で申請できます。



○その他

平成 29 年度・平成 30 年度の 2 年間の事業として実施する予定です。

市内事業所へ就職するための会社説明会等への参加を支援します。

就職活動等応援事業補助金

補助金

○事業概要

市外に1年以上居住している者が、市内事業所へ就職するための会社説明会、採用試験及び特定の就職ガイダンス等に参加するために公共交通機関を利用した場合の交通費の一部を支援します。

○補助対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 市外に1年以上居住している者で、市内事業所への就職活動を行う者
- (2) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者

○補助対象事業

- (1) 市内事業者が市内で実施する会社説明会等に参加し、又は採用試験を受験する場合
 - (2) 小千谷・川口・魚沼雇用安定協議会及びハローワーク南魚沼主催の就職ガイダンスの市内事業者の会社説明会に参加し、かつ採用試験を受験する場合
 - (3) その他市長が特に認める場合
- ※ 官公庁、銀行、宗教法人等への就職活動は対象外。
※ 就職・転職活動を行った日から起算して4か月以内又は就職活動を行った日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請

○補助対象経費

市外に1年以上居住している者が、市内事業所へ就職活動のため、現住所地との移動のために公共交通機関を利用した場合の交通費。(1回当たりの合計額5千円以上を対象とし、採用結果は問わない。)

- ※ タクシー、自家用車等での移動は除く。
※ 受験する事業所から交通費が支給された場合は、その分を除く。
※ 公共交通機関利用の場合は、領収書を必ずもらうこと。(無い場合は、他に証明できるものが必要)
※ 市内事業所から就職活動を行った旨の証明(申請書兼実績報告書に記載)を必ずもらうこと。

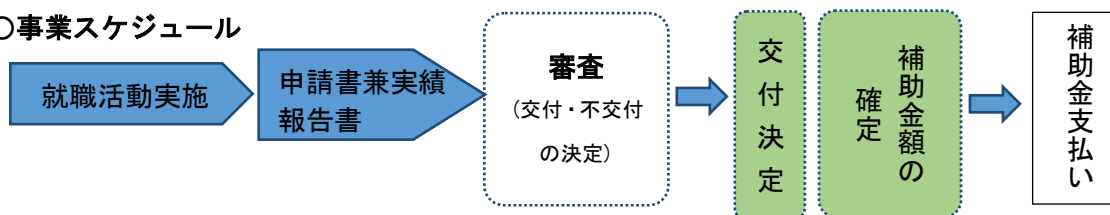
○補助率

補助対象経費の総額の1/2以内とし、上限10千円とする。(ただし、補助対象経費の総額が1回当たり5千円以上のものに限る。)

1人当たり1年度2回まで申請可能。

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



動画サイトや自社ホームページを利用した情報発信への支援します。

事業所の魅力発信動画作成応援事業補助金

補助金

○事業概要

市内事業所への就職支援及び雇用の安定を図るため、動画の作成を支援し、動画サイトや自社のホームページで事業所の魅力の情報発信力を高め、採用活動を積極的に進めることを目的に実施するものです。

○補助対象者

市内に事業所が存在する事業者（官公庁、銀行、宗教法人、JA、大企業等は対象外）で、次の要件を全て満たす者

- (1) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 自社のホームページがあり作成した動画を公開できる者
- (4) 市が行う雇用対策、各種セミナー、UI ターンを含む就職支援事業の取組や調査に協力できる者
- (5) 市内事業所に勤務する常用労働者を採用する計画がある者（新規学卒者、中途採用のいずれかがあれば可。新規学卒者は平成 30 年 3 月卒から平成 32 年 3 月卒のまでの間の採用計画があること。）
- (6) 県の「新潟企業情報ナビ」サイトへ登録、動画を掲載し、製造業者は市の「魚沼発！ものづくり技術」サイトへ登録できる者

○補助対象事業

- (1) 新規学卒者、中途採用を問わず、人材採用を主目的として作成されるもの。
- (2) 経営者、若手社員等のメッセージや職場の雰囲気など 5 分以内の構成で 1 本の動画とする。既成動画のリニューアルも対象とする。
- (3) 動画の規格、品質は YouTube に掲載するために適正なものであること。
- (4) DVD-R を市に 1 枚提供し、市が就職支援事業等のために動画を利用することについて同意すること。

○補助対象経費

動画の作成を外部事業者へ委託するために必要な経費（シナリオライター費、取材・撮影・編集費等） ※自主制作に係るものは対象外

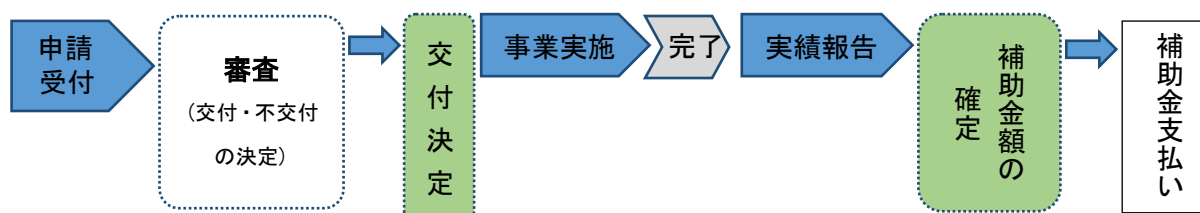
○補助率

補助対象経費の総額の 1/2 以内 上限 200 千円

ただし、この補助金による市内事業者への補助回数は、年度や内容にかかわらず 1 回に限るものとする。

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



就職情報サイトへの登録、就職ガイダンスへの出展を支援します。

求人情報発信応援事業補助金 【拡充】

補助金

○事業概要

市内事業所の人材確保及び若者の定住を図るため、新規学卒者、中途採用を問わず、常用労働者の採用に積極的に取り組む市内事業者に対し、就職情報サイトへ登録する場合、求人に関する情報発信を行うために必要な就職ガイダンス等へ出展する場合及び企業紹介パンフレット等を作成する際の経費の一部を支援します。

○補助対象者

市内に事業所が存在する事業者（官公庁、銀行、宗教法人、JA、大企業等は対象外）で、次の要件を全て満たす者

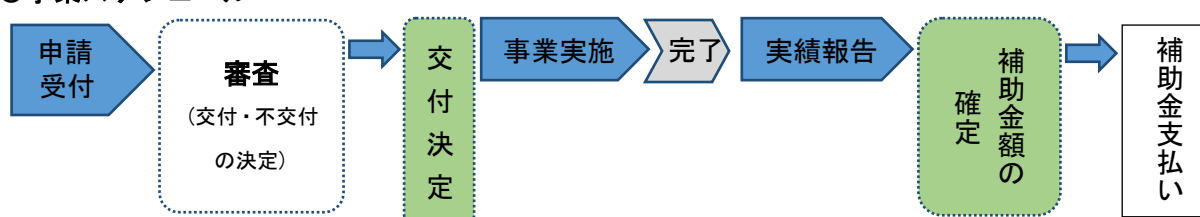
- (1) 同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 市が行う雇用対策、各種セミナー、UI ターンを含む就職支援事業の取組や調査に協力できる者
- (4) 市内事業所に勤務する常用労働者を採用する計画がある者（新規学卒者、中途採用いづれかがあれば可）

○補助対象事業等

補助対象事業	就職情報サイト登録応援事業	就職ガイダンス等出展応援事業 (インターシップPRイベントを含む。)	企業紹介パンフレット等作成応援事業
補助対象経費	求人活動のために就職情報サイトを利用するために必要な経費	就職ガイダンス等へ出展するために必要な経費 ・出展料 ・会場設営費 ・運搬費 ・資料作成費 ・有料道路通行料 ・旅費(県外の就職ガイダンス等で公共交通機関を利用した場合に限る。)	企業紹介のためのパンフレット等を作成するために必要な経費
補助率	補助対象経費の総額の1/2以内、1事業者当たり、1年度上限200千円。 同一年度に、両事業を利用することは可能。ただし、補助対象経費の総額が50千円以上の事業に限る。		補助対象経費の総額の1/2上限100千円 年度や内容に関係なく1事業者1回のみ。
その他の要件	予算額を超える申請があった場合は、次の優先順位により交付の可否を判断する。 (1) 過去にこの補助金の交付を受けていない者、(2) 初めてサイトに登録、ガイダンスに出展する者、(3) 建設業、介護・医療業の業種に該当する者、(4) 雇用予定人数が多い者		

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



市内事業所のインターンシップを促進支援します。	
インターンシップ応援事業補助金	補助金

○事業概要

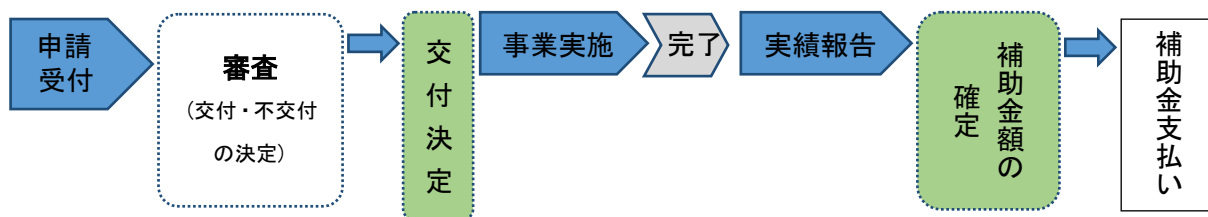
学生等の市内事業所へのインターンシップ(就業体験)の参加を促し、市内事業所の魅力を促進するため、市内事業者が実施するインターンシップの取組に要する経費及び学生等がこれに参加するために要する経費の一部を支援します。

○補助対象事業等

	学生等	受入事業者
補助対象者	市内事業所にインターンシップとして参加する市外居住の学生等 ※市内居住者は補助対象外 ※学生等：高等学校、大学・短大、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍中のこと。	市内に事業所が存在するインターンシップ受入事業者（官公庁、銀行、宗教法人、大企業等は対象外）で、次の要件を全て満たす者 ・市税等を滞納していない者 ・市が行う雇用対策、各種セミナー、UIターンを含む就職支援事業の取組や調査に協力できる者
補助対象事業	市内事業所等が実施する3日間以上のインターンシップに参加するための交通費及び宿泊費の補助	市外学生等を3日間以上受け入れる市内事業者に対する定額補助
補助対象経費	交通費：居住地と事業所を往復するためにかかった交通費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 宿泊費：宿泊施設を利用した場合（食費は除く。） ※受入事業所から支給された場合はその額を除いた額が対象。	3日間以上のインターンシップの実施により受け入れた学生等1人につき1日当たり5千円に延べ受入日数を乗じて得た額。ただし、1人当たり5日間を上限とする。
補助率	1/2 以内 上限 20 千円 (1人当たり1年度2回まで申請可能。ただし、補助対象経費の総額が5千円以上のものに限る。)	上限 100 千円 (1事業者当たり1年度100千円を限度とする。)
	同様の補助事業内容で国及び県、その他の団体の補助金の交付を受けていないこと	

○募集期間 随時申請を受付、審査を行います。

○事業スケジュール



U・Iターンにより市内事業所に新たに就職する方への住宅家賃の一部を支援します。

U・Iターン促進住宅支援事業 **【新規】**

補助金

○事業概要

市外からの若者定住と市内事業所への就職と人材確保を促進するため、U・Iターン(Jターン含む)により市内事業所に新たに就職する者が、魚沼市内の民間賃貸住宅を契約し居住する場合、家賃等に係る費用の一部を支援します。

○補助対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 市外に1年以上居住していたU・Iターン者(Jターン者含む)で、市内の民間賃貸住宅等に居住し、魚沼市に住民登録をした者で、住民登録をした時点の年齢が45歳未満で、かつ、住民登録をした日から180日を経過していない者
- (2) 平成30年4月以降に市内事業所に※常用労働者として就業される者又は個人事業主
- (3) 魚沼市に住民登録する直前に、継続して1年以上、魚沼市以外の市区町村に住民登録していた者。
- (4) 交付決定日の翌月後から、5年以上継続して魚沼市に居住することが確実な者。
- (5) 勤務する事業所の人事異動により、将来、魚沼市外へ転出する見込みがない者
- (6) 誓約書の提出及び市の移住定住に関する施策に協力できる者
- (7) 市税を滞納していないもの(1年目の申請は従前地の納税証明書を提出)

※常用労働者：フルタイム勤務で期間の定めのない労働契約により雇用された労働者

○対象となる住宅

魚沼市内に所在する民間の賃貸住宅

※公営住宅や雇用促進住宅等の公共的住宅、勤務する会社等の社宅、寮及び2親等以内の親族が経営する賃貸住宅、魚沼市空き家バンク制度登録住宅は対象外

○補助金額と期間

(1) 賃貸住宅家賃

賃貸住宅家賃から住宅手当を除いた実質家賃負担額。管理費、共益費、駐車場料金などは除く

- ・月額 実質家賃の1/2以内 上限月額30,000円(1,000円未満の端数切捨て)
- ・2年(24月)を限度

(2) 賃貸住宅契約時の初期費用

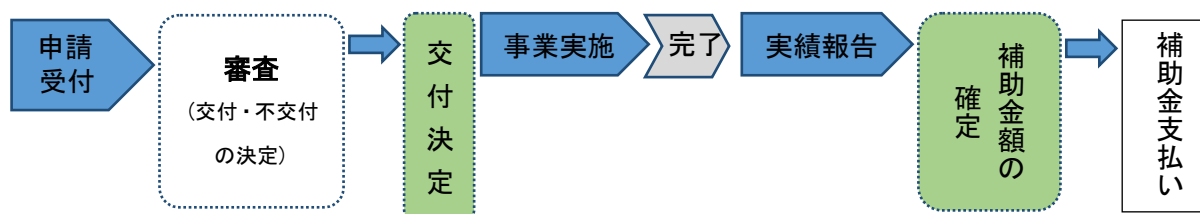
賃貸住宅契約時の礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料

- ・契約額の2/3以内 上限120,000円(1,000円未満の端数切捨て)

○申請手続

魚沼市に住所を有してから180日以内に申請が必要

○事業スケジュール



中小企業者の事業活動のための融資と信用保証料の補給による支援します。

中小企業景気対策特別支援資金

融資制度

○事業概要

長引く景気の低迷により、経営に支障をきたしている中小企業者の事業活動に必要な資金の円滑化を図り、安定した経営基盤の確立を促進し、市内中小企業の健全な発展に資するための融資及び当該融資に係る新潟県信用保証協会の信用保証料の補給を支援します。

○対象者

市内において原則として、1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(ただし、次のいずれかに該当する者は除く。)

- ・返済能力がないと認められる者
- ・金融機関から取引停止処分を受けている者
- ・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- ・市税が未納となっている者

※平成28年4月1日からNPO法人も当該融資を利用できるようになりました。

○内 容

【資金融資】

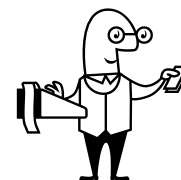
- ・資金用途 運転資金・設備資金 ※借換え可
- ・融資限度額 1,000万円
- ・融資利率 年1.95%
(責任共有制度対象の信用保証協会保証付き 年1.65%)
(責任共有制度対象外の信用保証付き 年1.45%)
- ・融資期間 7年以内
- ・返済方法 元金均等月賦返済

【信用保証料】

- ・当該融資に係る信用保証料全額を補給

○融資の申込先

市内取扱金融機関 (第四銀行、北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、塩沢信用組合、北魚沼農業協同組合の各支店)



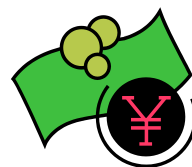
中小企業者の事業活動を行う際、融資により支援します。	
地方産業育成資金	融資制度

○事業概要 中小商工業の育成振興を図るため、県と市の資金を活用して融資による支援をおこなうものです。

○対象者 市内に住所又は事業所を有する中小企業者で、建設業・製造業・卸売業・小売業・飲食店・宿泊業等の事業を営んでいる方

○内 容

- 【資金融資】
- ・資金用途 運転資金・設備資金
 - ・融資限度額 1,000万円
 - ・融 資 利 率 年2.20%
(責任共有制度対象の信用保証協会保証付き 年1.90%)
(責任共有制度対象外の信用保証付き 年1.70%)
 - ・融 資 期 間 運転資金 5年以内
設備資金 7年以内



○融資の申込先

市内取扱金融機関

(第四銀行、北越銀行、大光銀行、新潟縣信用組合、塩沢信用組合、北魚沼農業協同組合の各支店)

中小企業者が融資を利用する際の信用保証料補給により支援します。	
中小企業緊急経済対策信用保証料補給事業 【拡充】	融資制度 (補助金)

○事業概要

急激な景気の悪化により経営に支障をきたしている市内の中小企業者の経営安定を図るため、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、当該融資に係る新潟県信用保証協会の信用保証料の全部又は一部を補給するものです。

○対象者

県及び信用保証協会の定める要件のほか、市税が未納となっていない者

○内 容

融資額に応じて、信用保証料の補給率が変わります。

融資額	補給率
～300万円	100%
300万円超5,000万円以下	50%
5,000万円超1億円以下	25%

※ただし、平成31年3月31日までに貸付実行となった対象融資（次ページをご覧ください。）のみ補給。

【対象融資】

1. 新潟県小規模企業支援資金（小口零細企業保証制度要件）
2. 新潟県セーフティネット資金
 - ①（経営支援枠）中小企業信用保険法第2条第5項第5号該当
 - ②（ " ）危機関連保証対応要件
 - ③（ " ）自然災害による損害
3. 新潟県創業等支援資金
 - ①創業枠 ②第二創業・事業継承枠
4. 新潟県フロンティア企業支援資金
 - ①新技術・新事業等展開枠
 - ②グリーンニューディール枠
 - ③設備投資促進枠
5. 新潟県商店街活性化支援資金
 - ①一般枠 ②特別枠



融資	資金 用途	融資 限度額	融資利率	融資期間
1	運転 設備 借換	2,000万円	7年以内 …責任共有対象外:年1.55% 責任共有対象:年1.75% 7年超10年以内…責任共有対象外:年1.75% 責任共有対象:年1.95%	運転:7年以内 設備:10年以内 借換:7年以内
2.①	運転	5,000万円	3年以内 :年1.25% 3年超5年以内:年1.45% 5年超7年以内:年1.65%	7年以内
2.②		5,000万円		
2.③		3,000万円		
3.①	運転 設備	3,500万円	7年以内 …責任共有対象外:年1.60% 責任共有対象:年1.80% 7年超10年以内…責任共有対象外:年1.80% 責任共有対象:年2.00%	運転:7年以内 設備:10年以内
3.②		1億円		
4.①	運転 設備	①、②を合 わせて 5,000万円	責任共有対象外:年1.65% 責任共有対象 :年1.85%	運転:5年以内 設備:7年以内
4.②				運転:5年以内 設備:10年以内
4.③	設備	5,000万円 (高成長に 資する設備 の導入の場 合は2億 8,000万円)	7年以内 …責任共有対象外:年1.65% 責任共有対象:年1.85% 7年超10年以内…責任共有対象外:年1.85% 責任共有対象:年2.05% ※ 高成長に資する設備導入又は小規模企業者 は、上記から0.15%減じる。	10年以内
5.①	運転 設備	5,000万円 (うち運転 資金は 1,500万円)	責任共有対象外:年1.65% 責任共有対象 :年1.85%	運転:7年以内 設備:10年以内
5.②		2,000万円 (①と合 わせて5,000 万円)		

○融資の申込先

市内取扱金融機関

(第四銀行、北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、塩沢信用組合の各支店)